

情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第24回） 議事概要

1 日 時

平成23年2月21日（月） 13時30分～15時10分

2 場 所

総務省11階 1101会議室

3 議 題

- (1) 放送システム委員会報告（案）について
- (2) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊東主査（東京理科大学）、相澤（国立情報学研究所）、浅見（日本CATV技術協会）、甲藤（早稲田大学）、野田（日本ケーブルラボ）、松井（電波産業会）、村山（岩手県立大学）

【事務局】田中、木村（情報流通行政局放送技術課）、坂中（情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室）、影井（情報流通行政局放送政策課）

5 配付資料

- 資料24-1 放送設備安全信頼性検討作業班1報告書
- 資料24-2 放送設備安全信頼性検討作業班2報告書
- 資料24-3 放送の安全・信頼性に係る技術的条件について
- 資料24-4 情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告（案）
～ 放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件 ～
- 参考資料1 安全・信頼性に関する措置内容の比較
- 参考資料2 放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集（放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件について）（報道資料）
- 参考資料3 今後の検討スケジュール（案）

6 議事概要

議事次第に沿って、以下の審議を行った。

(1) 放送システム委員会報告（案）について

放送システム委員会報告（案）について、甲藤専門委員より資料24-1及び資料24-3に基づき作業班1報告書の、野田専門委員より資料24-2及び資料24-3に基づき作業班2報告書の報告が行われた。その後、事務局より資料24-

4に基づいて委員会報告（案）の説明が行われた。

これらについての質疑応答は以下の通り。

- 「電源設備」のうち供給状況の確認に関する措置が、「機能確認」として再整理された。これは、無線系の放送は有線系の放送より消費電力が大きいので、電源設備についての確認は重要であるためと理解するが、放送中止事故等の原因となる設備故障のうち、電源設備の故障の割合について分類することにより、無線系の放送における電源設備の重要性をより明確化できるのではないか。（伊東主査）

→ 分類可能か確認して明記する。（事務局）

- 今回の検討における「安全性」には、「セキュリティ」の観点は含まれるのか。（村山専門委員）

→ 「放送設備を収容する建築物」において、機器室への立ち入りへの対策等として、「セキュリティ」に係わる措置は含まれている。（伊東主査）

→ 作業班の議論においては、一般に言うセキュリティ対策の必要性について指摘もあったが、今後、必要に応じて検討することとした。（事務局）

- 「宇宙線対策」において、材料、部品レベルで放射線対策が講じられるとは、具体的にどのような対策か。（伊東主査）

→ 半導体の設計において宇宙線によるソフトエラーの発生を防ぐ構造とする等の対策を講じた部品を使用するもの。（事務局）

- 「応急復旧の措置」について、衛星放送における地球局設備が対象外の理由はなぜか。（伊東主査）

→ アップリンクの設備では、例えば導波管のつなぎ替え等を行った場合、特性が変化してしまうため、応急復旧の措置では対応できない。なお、地球局設備で障害があった場合は、別サイトでの予備機器等への切り替えにより信頼性が確保されている。（事務局）

- IPマルチキャストに関して、ふくそう対策について解決策がないので、運用で解決しているということか。そうであれば、「設計・運用」をITUの定義にもあるような「管理」という言葉に置き換えた方がよいと思う。（村山専門委員）

→ IPマルチキャスト方式については閉じたネットワークで運用することを条

件としているため、それを踏まえた上で作業班2ではふくそうの措置は要しないという結論にいたったもの。(野田主任)

→ 当初、おっしゃるとおり「管理」という言葉を用いていたが、専門的であり他の分野等から見た際にその意味が伝わりにくいことから、「設計・運用」という言葉に置き換えた。(事務局)

○ IPマルチキャスト方式は、それに相応しいネットワークを用いることを前提としているため、ふくそう対策は要しないということか。(伊東主査)

→ 事業者等からIPマルチキャスト方式は、用いるネットワークと一体で考えなければ実施できないという意見があった。そこで、「設計・運用」、「閉じたネットワーク」を用いることと作業班2報告書に記載した。(事務局)

○ 委員会報告書においては、無線系と有線系の統一を徹底する意味で、措置の要否対象表やその他についてなるべく同じような記載方法にした方がよい。(甲藤主任、伊東主査)

○ 誘導対策部分についてフィルターの記載があるが、どのようなフィルターかはっきりさせた上で作業班1と平仄を合わせた記載にして欲しい。(伊東主査)

○ 有線系の幹線等における中継用としての無線設備に対する措置の扱いはどうなるのか。何か文章等なりで適宜補足して欲しい。(伊東主査)

→ 文章を追記する形で対応する。(野田主任)

○ 「異常ふくそう」という語の定義が作業班報告書中がない。言葉として違和感がある。(村山専門委員)

→ 事業用電気通信設備規則に「異常ふくそう」という表現があり、今回それを参考にしたもの。(事務局)

○ 「ルーター」を「ルータ」、「コンピューター」を「コンピュータ」等、カタカナ表記について見直すよう検討してほしい。(村山専門委員)

→ 他の報告書等の用例も参考にし、今回の報告書において統一がとれるよう見直したい。(事務局)

○ 例えば、放送が停波しても通信がカバーする、有線系の放送が停止しても無線系の放送がカバーするというような、通信・放送というサービス全体でとらえた際の安全・信頼性については、今回どのように考えるのか。（相澤専門委員）

→ 今回の場合は、通信と放送の総合的な法体系の在り方に関する情通審での提言を踏まえた放送分野の安全・信頼性に係る技術基準に係る法改正を受けて、省令委任された技術基準の具体的内容として、個々の事業者の放送設備に対しての安全・信頼性を検討するものであり、ご指摘の件は、この場ではなく、より全体を検討する場で議論すべき内容と思慮。放送の基準制定後、包括的に考えていくべく宿題としてとらえたい。（事務局）

○ IPTVやインターネットラジオは、「放送」ではなく「通信」でよいか。（甲藤主任）

→ インターネットラジオ等、視聴者の要求に応じて配信するものは通信である。（事務局）

○ 予備機器については機能確認の措置が求められているが、現用機器についてはどうか。現用機器の定期点検は当たり前のことと思うが、これについてどこかで読めるのか。（伊東主査）

→ 現用機器が機能しているかの確認は、まさに現在放送が継続され、設備が維持されている以上、当然行われているもの。この予備機器の機能確認の措置は、技術基準に予備系の設置等を規定する以上、当該予備系がメンテナンスされていないと困るという観点で求めている。ちなみに、措置の例で現用系の運用中に予備系を確認する、現用系と予備系を入れ替えて運用し確認する、といった事例を挙げている。（事務局）

→ 電気通信事業法では、現用機器の保守に関する規定が技術基準に含まれていないのか。（伊東主査）

→ 電気通信事業法においても、現用機器に関する保守等の運用については、技術基準に規定していない。ただし、技術基準とは別に、管理規程を定め、届け出る義務を規定しており、その中で、事業用電気通信設備が必要な設備規則に合致するよう維持されているか等、体制や運用面について担保しているなど、法律で異なる構造になっている。（事務局）

→ 現用機器が当然保守されているものとして読み取れるのであれば構わないの

かも知れないが、予備機器だけについて書いているのを見ると、現用機器についても書かないで良いのかと疑問が残る。有線についても同様。（伊東主査）

→ 先ほどご説明したとおり、現用機器は動作する中で機能確認がされており、予備機器について機能確認を求めるものと考えますが、ご指摘を踏まえ、本件については考え方を整理したい。（事務局）

○ 一般放送の場合、技術基準は登録一般放送の事業者にかかる義務となる。登録が必要な事業者の切り分けは別途放送法施行規則で検討中と聞いているが、4月の答申の時点で定義が明確化していれば、報告（案）の書きぶりが明確になるのではないか。（浅見専門委員）

→ ご指摘のとおり、一般放送に係る「登録」と「届出」の切り分けに係る省令は、技術に限らず参入全体に関わることなので、当審議会の諮問の対象外であり、別途検討している放送法施行規則案に盛り込む予定。放送法施行規則案では、本委員会でご審議いただいている内容と不整合を生じないような内容で検討を進めているところ。（事務局）

→ 当委員会としては、うまく整合性を取って進めていって欲しいとしか言えないところ。（伊東主査）

○ 本日頂戴したご意見を受け、委員会報告書の案を修正することとなるが、修正については主査にご一任いただきたい。その後委員会報告（案）に対して、今月末より約1ヶ月の期間でパブリックコメントを実施する。その結果修正の必要な事柄が発生した場合の対応については、事務局と相談の上で検討したい。最終的な報告書は次回の委員会で取りまとめる。（伊東主査）

（2）その他

事務局より、学識経験者からの意見陳述の申し出が無かったことが報告された。その後、今後の予定について事務局より以下の説明が行われた。

- ・ 委員会での指摘を踏まえ報告書（案）の修正を行い、今週中にパブリックコメントを開始。
- ・ 3月下旬のパブリックコメント終了後、4月4日に開催予定の次回委員会で意見募集結果を報告するとともに、委員会報告書を取りまとめ。
- ・ 技術分科会での一部答申を4月中旬に予定。
- ・ 次回委員会の時間等詳細については別途連絡。

以上